



教 指 第 666 号  
平成12年(2000年)8月31日

学校薬剤師会会長 様

山口県教育庁指導課長  
山口県教育庁指導課長  
課長之印

学校等における理科薬品の管理基準の変更について（通知）

このことについて、各公立学校においては「薬品管理基準の改訂について（別紙）」により、平成12年10月1日から施行することとなりました。

ついては、別添写しのとおり各公立学校長に通知しましたので、お知らせします。

なお、今後も学校における理科薬品の適正な保管管理について、御指導のほどお願いします。

高 校 教 育 班  
担 当 官 地  
TEL 083-933-4595  
FAX 083-932-2701

## 薬品管理基準の改訂について

### 1 薬品管理に係る関係帳簿の整備について

(1) 薬品管理のために必要な帳簿を次のとおりとする。

ア 整備すべき帳簿

薬品出納簿（3年以上保存）及び薬品保管使用簿（3年以上保存）

イ 必要に応じ整備すべき帳簿

薬品使用票（1年以上保存）

\*薬品保管使用簿の補助簿なので、記入後は必ず薬品保管使用簿へ転記のこと。

(2) 各帳簿に登記又は記載しなければならない薬品は、「山口県物品規則の運用について（平成10年4月1日付け物品管理第25号）」により、毒劇物に限定されているが、学校における薬品管理では、以下に挙げる4点とする。

- ①「毒物及び劇物取締法」第2条に規定する毒物
- ②「毒物及び劇物取締法」第2条に規定する劇物
- ③「消防法」第2条に規定する危険物
- ④「特定化学物質等障害予防規則」に規定する特定化学物質（別表1）

(3) 「薬品保管使用簿」を別紙様式1、「薬品使用票」を別紙様式2のとおりとする。

(4) 上記①～④以外の薬品の管理についても、適正に行われるよう万全を期すこと。管理の方法については、帳簿による管理が望ましい。

なお、帳簿による管理は、上記①～④の薬品とそれ以外の薬品の諸帳簿を、別冊として管理することとする。

### 2 薬品管理責任者について

薬品管理責任者は教諭を充てることとする。

### 3 その他

監査時に以下の指摘があったので、特に留意すること。

- (1) 薬品保管庫に施錠がされていない学校があった。
- (2) 薬品保管使用簿に記載もれのある学校があった。
- (3) 不用薬品廃棄に伴う記載が薬品出納簿、薬品保管使用簿に記載されていない学校があった。
- (4) 薬品出納簿と薬品保管使用簿の内容に整合性がない学校があった。
- (5) 希釈溶液が法的にまだ劇物であるのに適正な保管がされていない学校があった。

### 4 施行期日について

改訂後の基準は、平成12年10月1日から施行する。

( 生 物 ) 薬品庫

( 毒・劇・危・特 ) 用

薬 品 使 用 票

平成 12 年度

月 日	薬 品 名	品 位	保管場所	使用者	使用目的	使用前 (風袋込g)	使用量 (風袋込g)	使用后 (風袋込g)	備考・気付	転記
5/ 12	水酸化カリウム	特 他	G-1	(山田)	生徒実験	182	114	68	No.1 空になる 容器重量68g	○
5/ 12	水酸化カリウム	特 他	G-1	(山田)	生徒実験	568	10	558	No.2 開封	○
5/ 19	塩 酸	特 他	F-2	(山田)	予備実験	639	37	602	No.1	○

\*備考・気付欄には、使用容器番号、開封、空き等を記入のこと。

【記入例の説明】

- 山田先生が平成12年5月12日に生物薬品庫の水酸化カリウム(1級)を生徒実験で使用した。
- 使用量は、No.1の容器(風袋込みで182g)から114gを使用し、容器が空になった。容器の重量は68gだった。薬品保管使用簿への転記は済ませた。
- 続いて、新たにNo.2の容器(風袋込みで568g)を開封し、10gを使用した。使用後のNo.2の容器は、風袋込みで558gである。薬品保管使用簿への転記は済ませた。
- 水酸化カリウムの保管場所は、G-1(Gの戸棚の一段目)である。
- 田中先生が、平成12年5月19日に塩酸(1級)を予備実験としてNo.1の容器(風袋込みで639g)から37gを使用した。
- 使用後のNo.1の容器は、風袋込みで602gである。薬品保管使用簿への転記は済ませた。
- 塩酸の保管場所は、F-2(Fの戸棚の二段目)である。

( ) 薬品庫

## 薬 品 保 管 使 用 簿

No. (      —      —      )

薬品名 <small>(品位)</small>	( 特 級 ・ 一 級 ・ そ の 他 )			保 管 場 所	—	法 令 区 分	毒 劇 危 特	容 器	種 別	G P 他
年 月 日 <small>(受入・使用・ 点検・払出)</small>	受入・点検 等 使用目的	受入量 <small>風袋込(g)</small>	使用量 <small>風袋込(g)</small>	現 在 量		薬品管 理責任 者 印	備 考			
				本 数	<small>風袋込(g)</small>					

\* 備考欄には、容器が複数ある時は容器別の重量、空き容器が生じた時には空き容器の重量、容器形状の G, P が複数ある場合はその内訳、定期点検時の自然増、自然減等を記入のこと。

\* 不用になった薬品を廃棄する場合は、「払出」とすること。

\* 容器が空になった場合は、使用量の欄に上段に正味重量、下段に ( ) 書きで容器重量を記入のこと。  
(記入例を参考のこと)

薬品名 (品位)	水酸化カリウム (特級・一級・その他)			保管 場所	G-1	法令 区分	毒劇 危特	容 器 種 類	500g G P 他
	年月日 (受入・使用・ 点検・払出)	受入・点検 等 使用目的	受入量 風袋込(g)						
12/4/7	現品照合	-	-	2	750	(山田)	No.1 182g No.2 568g		
12/5/12	生徒実験 (葉脈標本)	-	124 (68)	1	558	(山田)	No.1空き容器重量68g No.2 558g		
12/7/21	残量点検	-	-	1	558	(山田)	No.2		

\* 備考欄には、容器が複数ある時は容器別の重量、空き容器が生じた時には空き容器の重量、容器形状のG、Pが複数ある場合はその内訳、定期点検時の自然増、自然減等を記入のこと。

\* 不用になった薬品を廃棄する場合は、「払出」とすること。

\* 容器が空になった場合は、使用量の欄に上段に正味重量、下段に( )書きで容器重量を記入のこと。  
(記入例を参考のこと)

【記入方法】

- 1 「薬品庫」・・・複数の薬品庫がある場合、薬品庫ごとに薬品保管使用簿を作成するときに記入
- 2 「No.」・・・保管場所に記号を付すと、整理しやすい。  
例) No. (G-1-1) : ロッカー番号Gの一段目にある薬品の1ページ目。
- 3 「品位」・・・特級、一級、分析等の別。薬品ラベルに書いてあるものを転記。ほとんど一級。
- 4 「保管場所」・・・ロッカーや戸棚の記号。例) G-1 : Gの戸棚の一段目にあるという意味。  
細かく分ける必要がない場合は、「理科準備室」という書き方でもよい。
- 5 「法令区分」・・・毒物、劇物、危険物、特定化学物質の区分を○で囲む。
- 6 「容器(容量)」・・・薬品容器のサイズ。500g, 25gなど容器の違いを記しておく混乱しにくい。  
「容器(形状)」・・・G(ガラス容器)、P(ポリ容器)など容器の違いを記しておく混乱しにくい。
- 7 「年月日」・・・「受入」：薬品出納簿の受入日以降の日付であること。  
「使用」：使用日を記入のこと。  
「点検」：点検日を記入のこと。  
「払出」：不用薬品として廃棄した日を記入のこと。
- 8 「受入・点検・使用目的等」・・・  
「現品照合」：旧様式から新様式への転記時に記入のこと。  
「生徒実験」：使用目的を記入のこと。  
「残量点検」：定期点検時に記入のこと。
- 9 「受入量・使用量・現在量(風袋込)」・・・風袋込は、容器込みの重量で計量する。
- 10 「薬品管理責任者」・・・教諭とすること。
- 11 「備考」・・・薬品保管使用簿の下欄の\*を参考にされること。
- 12 記入例の説明

- ・ 生物薬品庫のロッカー番号Gの一段目に水酸化カリウムの一級を保管している。
- ・ その薬品は、劇物である。また、500gのポリ容器に入っている。
- ・ 薬品保管使用簿のページは、G-1-1である。
- ・ 平成12年4月7日に現品照合をして、旧様式から新様式の薬品保管使用簿に転記した。薬品は2本の容器に入っており、2本合わせての容器込みの重量は750gであった。その内訳は、No.1の容器が182g、No.2の容器が568gあった。
- ・ 山田先生が薬品管理責任者である。
- ・ 平成12年5月12日に生徒実験(葉脈標本作製)で124gを使用した。No.1の容器が空いたため、容器重量68gを使用量の下欄に( )書きで記入した。
- ・ 使用量124gの内訳は、No.1から114g(=182g-68g、No.1の容器込み重量182gから、空になったので容器重量68gを差し引いた)とNo.2から10g(=568g-558g)であった。
- ・ 平成12年7月21日に残量点検を行ったところ、現在量で容器が1本、その風袋込みの重量は、558g存在している。

( ) 薬品庫

( 毒・劇・危・特 ) 用

# 薬品使用票

平成 年度

No. ( )

月日	薬品名	品位	保管場所	使用者	使用目的	使用前 (個数/g)	使用量 (個数/g)	使用后 (個数/g)	備考・気付	転記
		特一他	—							
		特一他	—							
		特一他	—							
		特一他	—							
		特一他	—							
		特一他	—							
		特一他	—							
		特一他	—							
		特一他	—							
		特一他	—							
		特一他	—							
		特一他	—							
		特一他	—							
		特一他	—							

\* 備考・気付欄には、使用容器番号、開封、空き等を記入のこと。

## 特定化学物質等障害予防規則規制一覧

## 第一類物質

- 1 ジクロルベンジジン及びその塩
- 2 アルファーナフチルアミン及びその塩
- 3 塩素化ビフェニル (PCB)
- 4 オルトートリジン及びその塩
- 5 ジアニシジン及びその塩
- 6 ベリリウム及びその化合物
- 7 ベンソトリクロリド

## 第二類物質

- 1 アクリルアミド
- 2 アクリロニトリル
- 3 アルキル水銀化合物
- 4 石綿
- 5 エチレンイミン
- 6 塩化ビニル
- 7 塩素
- 8 オーラミン
- 9 オルトーフタロジニトリル
- 10 カドミウム及びその化合物
- 11 クロム酸及びその塩
- 12 クロロメチルメチルエーテル
- 13 五酸化バナジウム
- 14 コールタール
- 15 三酸化砒素
- 16 シアン化カリウム
- 17 シアン化水素
- 18 シアン化ナトリウム
- 19 3・3-ジクロロ-4・4-ジアミノジフェニルメタン
- 20 臭化メチル
- 21 重クロム酸及びその塩
- 22 水銀及びその無機化合物
- 23 トリレンジイソシアネート
- 24 ニッケルカルボニル
- 25 ニトログリコール
- 26 パラ-ジメチルアミノアソベンゼン
- 27 パラ-ニトロクロルベンゼン
- 28 弗化水素
- 29 ベータ-プロピオラクトン
- 30 ベンゼン
- 31 ベンタクロルフェノール及びそのナトリウム塩
- 32 マゼンタ
- 33 マンガン及びその化合物
- 34 沃化メチル
- 35 硫化水素
- 36 硫酸ジメチル